

証券コード：4442
2019年6月7日

株 主 各 位

大阪市西区阿波座一丁目3番15号
J E I 西本町ビル
バルテス株式会社
代表取締役社長 田 中 真 史

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月24日（月） 午後2時
2. 場 所 大阪市西区阿波座一丁目3番15号 J E I 西本町ビル
バルテス株式会社 大阪本社8階会議室
＜テレビ会議システムによる会場＞
東京都千代田区麹町一丁目10番 麹町広洋ビル
バルテス株式会社 東京本社3階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用情勢の改善等を背景に国内の景気は緩やかな回復基調が続いておりますが、新興国を中心とした景気の減速懸念、米国・欧州の政治動向等、依然として先行きが不透明な状況にあります。

当社グループが関連する情報サービス市場では、IoT・ビッグデータ等、IT技術の積極的な活用が政府の成長戦略として打ち出され、企業業績の回復基調を背景にこれまで延期・縮小していたシステム開発が堅調に推移する等、業界全体は成長基調にあります。当社グループの主力サービスでありますソフトウェアテストサービスにおきましても情報サービス市場の成長の追い風を受け堅調に成長しております。一方で、これらの市場状況を背景にIT技術者の不足が顕在化しており、ソフトウェアテストサービスはソフトウェアテストの受託や企業に不足しているテストサービスに知見のあるエンジニアの供給を行っておりますので、高度なスキルを有するIT技術者の確保が重要な課題となっております。

それらの課題に対し、当社グループはソフトウェアテストに関する有料セミナーの開催や関連書籍の出版など、IT技術者の教育ノウハウを有しており、近年におきましては業界未経験者を短期間で戦力化する教育研修体制を構築するなど、採用と教育とを一体化した戦略により対処して参りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は3,279,146千円、売上総利益率は30.5%となりました。これは、積極的な採用戦略に伴う研修コストや、技術者の不足に伴う外注比率の上昇等のコスト増加要因を大幅な増収により吸収したことによるものであります。

営業利益は188,550千円、営業利益率は5.7%となりました。これは、人件費、採用費、研究開発費など販管費は増加しておりますが、前述のとおり増収によりその影響を吸収しております。

経常利益は187,182千円、親会社株主に帰属する当期純利益は147,961千円となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

[ソフトウェアテストサービス事業]

当事業は、バルテス株式会社が運営しているソフトウェアテストの受託、テスト技術者の派遣、ソフトウェアテストセミナーの開催などのサービスで構成されております。

当事業においては、ノウハウを生かした教育体制と採用費の積極的な投下により、市場の需要の取り込みに必要なテストエンジニアの安定的な確保に成功した結果、外部顧客に対する売上高は2,948,113千円、セグメント利益は218,771千円となりました。

[Web/モバイルアプリ開発サービス事業]

当事業は子会社でありますバルテス・モバイルテクノロジー株式会社が運営するモバイルアプリ開発やセキュリティ診断業務などのサービスで構成されております。

当事業においては、セキュリティ診断業務は堅調に成長した一方で、モバイルアプリ開発はエンジニア確保の苦戦が売上高に影響した結果、外部顧客に対する売上高は281,345千円、セグメント利益は34,693千円となりました。

[オフショアサービス事業]

当事業は、フィリピン子会社でありますVALTES Advanced Technology, Inc. が運営するソフトウェアテストサービスにより構成されております。

当事業においては、主に在比日系企業に対する積極的な営業展開により、取引企業数は着実に増加しており、外部顧客に対する売上高は49,687千円、セグメント損失は1,254千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資の総額は、56,844千円であり、その主な内容はバルテス株式会社の大阪本社の移転拡張に関するものであります。

(3) 資金調達等の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2016年 3 月期)	第 13 期 (2017年 3 月期)	第 14 期 (2018年 3 月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2019年 3 月期)
売 上 高(千円)	—	—	—	3,279,146
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	—	—	—	147,961
1株当たり当期純利 益(円)	—	—	—	25.08
総 資 産(千円)	—	—	—	1,167,780
純 資 産(千円)	—	—	—	414,708
1株当たり純資産(円)	—	—	—	70.29

- (注) 1. 当社では、第15期より連結計算書類を作成しております。
 2. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 3. 1株当たり純資産は自己株式を控除した、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 2016年 3 月期	第 13 期 2017年 3 月期	第 14 期 2018年 3 月期	第 15 期 (当事業年度) 2019年 3 月期
売 上 高(千円)	1,879,456	2,111,307	2,137,592	2,955,620
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	117,822	102,828	△2,132	151,063
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	44,106	12,138	△988	108,014
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	7円48銭	2円06銭	△0円17銭	18円31銭
総 資 産(千円)	879,215	898,675	819,343	1,063,395
純 資 産(千円)	257,619	269,328	268,339	376,354
1株当たり純資産	43円66銭	45円65銭	45円48銭	63円79銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は自己株式を控除した、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産は自己株式を控除した、期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 2016年12月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益又は当期純損失、1株当たり純資産は、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

(5) 対処すべき課題

①新規技術の開発

当社グループの主力事業であるソフトウェアテストサービスの市場は、他社との競争が激しくなっております。そのため、新たなソフトウェアテスト技術の開発やソフトウェアテストツール開発、ソフトウェアテストの自動化導入支援等によるサービスラインナップの拡充により競争他社との差別化を図って参ります。

②ソフトウェアテスト市場の拡大

IT市場の成長に伴いソフトウェアテスト市場も拡大傾向にはありますが、ソフトウェアテストの多くは依然として顧客内もしくはソフトウェア開発会社内で行われております。

これらの潜在的な市場のニーズを顕在化し、市場の拡大に繋げるため、専門会社によるソフトウェアテストの価値をお客様に訴求して参ります。

③人材の確保

当社グループが継続的に企業価値を向上させていくためには、高い専門性を有する優秀な人材、特に優秀なITエンジニアの確保及び将来を担う人材の育成が経営上の重要課題であります。当社グループは有するITエンジニア育成のノウハウを最大限に生かし、経営資源を積極的に投入することで人材の確保に取り組んで参ります。

④グループシナジーの強化

近年におきまして出荷量がパソコンを上回る等モバイル市場の成長は著しく、また、日本企業のグローバル化により英語圏でのソフトウェアテスト・開発のニーズも増加傾向にあります。当社グループでは、グループ3社の連携をさらに強化し「品質向上のトータルサポート企業」としてグループシナジーの強化に努めて参ります。

(6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

(ソフトウェアテストサービス事業)

当事業は主にバルテス株式会社が運営するソフトウェアテスト、ソフトウェアテストコンサルティング、ソフトウェアテストセミナー等で構成されております。

(Web/モバイルアプリ開発サービス事業)

当事業は連結子会社であるバルテス・モバイルテクノロジー株式会社が運営する、Webアプリ及びモバイルアプリ開発、Webアプリ・モバイルアプリのセキュリティ診断（脆弱性診断）等で構成されております。

(オフショアサービス事業)

当事業は連結子会社であるVALTES Advanced Technology, Inc. が運営する、主に在比日系企業に向けたソフトウェアテストサービスとソフトウェア開発サービス等で構成されております。

(7) 主要な事業所及び使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 主要な事業所

(当社)

大阪本社 : 大阪府大阪市
東京本社 : 東京都千代田区
名古屋オフィス : 愛知県名古屋市
福岡オフィス : 福岡県福岡市

(子会社)

バルテス・モバイルテクノロジー株式会社
本社 : 大阪府大阪市
VALTES Advanced Technology, Inc.
本社 : Makati City, Philippines

② 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

セグメント名	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソフトウェアテストサービス事業	178 (128) 名	40名増 (19名増)
Web / モバイルアプリ 開発サービス事業	35 (2)	1名減 (増減なし)
オフショアサービス事業	27 (0)	4名増 (増減なし)
報告セグメント計	240 (130)	43名増 (19名増)
全社 (共通)	48 (5)	15名増 (6名減)
合計	288 (135)	58名増 (13名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(有期雇用)は、平均臨時雇用人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、管理部門に所属している者であります。

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
226 (133) 名	55名増 (13名増)	33.3歳	3.7年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(有期雇用)は、平均臨時雇用人員を()外数で記載しております。

(9) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
バルテス・モバイルテクノロジー株式会社	50,000千円	100.0%	モバイルデバイス向けアプリケーション開発 セキュリティ診断
VALTES Advanced Technology, Inc.	10,000千ペソ	96.8%	ソフトウェアテスト及び モバイルデバイス向けアプリケーション開発

(10) 主要な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

借 入 先	借 入 額
RIZAL COMMERCIAL BANKING CORPORATION (Philippines)	46,500
株 式 会 社 り そ な 銀 行	42,654
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	35,420
株 式 会 社 広 島 銀 行	15,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	10,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	10,000

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 28,600,000株
- ② 発行済株式の総数 7,150,000株 (うち自己株式数1,250,000株)
- ③ 株主数 35名
- ④ 大株主の状況 (上位12名)

株主名	所有株式数	持株比率
田中真史	4,050,000株	68.6%
バルテス社員持株会	689,500株	11.7%
HC8号投資事業有限責任組合	250,000株	4.2%
野村證券株式会社	150,000株	2.5%
SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合	115,200株	2.0%
西村祐一	100,000株	1.7%
大藪雅嗣	100,000株	1.7%
SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合	83,400株	1.4%
SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合	59,700株	1.0%
株式会社三菱UFJ銀行	50,000株	0.8%
紀陽リース・キャピタル株式会社	50,000株	0.8%
ハクバ写真産業株式会社	50,000株	0.8%

(注) 1. 自己株式1,250,000株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況に関する事項

① 当事業年度末日における新株予約権等の状況

第1回新株予約権（2015年3月28日発行）

- ・新株予約権の数 352個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 35,200株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の行使価額
1個当たり 7,500円（1株当たり75円）
- ・新株予約権の行使期間
2019年3月29日から2023年3月28日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - 1 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - 2 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - 3 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

第2回新株予約権（2016年11月15日発行）

- ・新株予約権の数 306個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 30,600株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の行使価額
1個当たり 7,700円（1株当たり77円）
- ・新株予約権の行使期間
2020年11月15日から2024年11月14日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - 1 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - 2 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - 3 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

② 当事業年度末日における当社役員の保有状況

	名 称	個 数	目的となる株式数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権	200個	20,000株	2名
	第2回新株予約権	250個	25,000株	3名
社 外 取 締 役	第1回新株予約権	5個	500株	1名
	第2回新株予約権	0個	—	0名
監 査 役	第1回新株予約権	8個	800株	1名
	第2回新株予約権	0個	—	0名

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	田 中 真 史	バルテス・モバイルテクノロジー株式会社 代表取締役 VALTES Advanced Technology, Inc. 代表取締役
取 締 役	西 村 祐 一	バルテス・モバイルテクノロジー株式会社 取締役
取 締 役	大 藪 雅 嗣	バルテス・モバイルテクノロジー株式会社 取締役
取 締 役	佐 藤 彰 美	
取 締 役	森 勇 作	株式会社エバーグリーンエジュケーション 代表取締役
常 勤 監 査 役	小 塚 武 典	
監 査 役	新 川 大 祐	北斗税理士法人 代表社員
監 査 役	山 岸 正 和	協和綜合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 森 勇作氏は社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役 新川大祐氏及び山岸正和氏は、社外監査役であります。なお、両氏につきましては、東京証券取引所に対し、いずれも独立役員として届け出ております。
3. 監査役 新川大祐氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 山岸正和氏は弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は社外取締役 森 勇作氏、社外監査役 新川大祐氏及び山岸正和氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

(単位：千円)

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	66,240 (2,400)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,200 (3,600)
合 計	8名	76,440

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2007年6月27日に開催の第4期定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2014年3月27日に開催の第10期臨時株主総会において年額14,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 森 勇作氏は、株式会社エバーグリーンエジュケーションの代表取締役であります。

当社は同社との間には取引関係はありません。

社外監査役 新川大祐氏は、北斗税理士法人代表社員であります。

当社は当該法人との間には取引関係はありません。

社外監査役 山岸正和氏は、協和綜合法律事務所パートナーであります。

当社は当該事務所と法律顧問契約を締結しております。

ロ 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	森 勇 作	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、教育指導者として培った経験・見地から発言を行っております。
監 査 役	新 川 大 祐	当事業年度開催の取締役会16回全て及び監査役会15回全てに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する知識・見地から発言を行っております。
監 査 役	山 岸 正 和	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回及び監査役会15回のうち14回に出席し、弁護士としての職業倫理のもと、公正・中立な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,340千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,340

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、IPOに関する助言業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、経営の透明性及び公正な業務の執行を確保するために、内部統制システムをコーポレート・ガバナンスの基本と捉えており、以下のとおり内部統制システムの基本方針を制定し、実効的な内部統制システムの整備・運用に努めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社は、法令等の遵守を経営の最重要課題と位置づけ、「企業行動規範」を策定し、その中で、当社の役職員が、日々の行動において法令、社内規程などのルールを遵守することはもちろんのこと、法令などに抵触しない場合でも、会社が「よき企業市民」として評価されるよう、社会的良識をもって行動する旨を定めます。
- ロ 当社の役員は、「企業行動規範」に従い、企業倫理の遵守及び浸透を率先して垂範します。
- ハ 当社は代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処に努めます。
- ニ 当社の役職員は、「企業行動規範」に従い、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処します。
- ホ 当社は代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 株主総会、取締役会、その他の重要な意思決定に係る情報については、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行います。
- ロ 情報の保存期間及び保存場所等の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」及び「営業秘密管理規程」等の社内規程に定めを置き、これに従います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当社は、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ「リスク管理規程」を策定し、その中で、当社の役職員が、業務上のリスクを積極的に予見し適切に評価するとともに、リスクの回避、軽減等必要な措置を事前に講じるべきことを定めております。
- ロ 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を推進します。
- ハ 「コンプライアンス委員会」は以下の重大なリスクに備えるための社内態勢を整備します。
 - 1) 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
 - 2) 役員・使用人の不適正な業務執行により営業活動に重大な支障を生じるリスク
 - 3) 基幹 I T システムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
 - 4) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 当社は定例取締役会を毎月 1 回開催し、また、臨時取締役会を必要に応じ随時開催します。取締役会は、重要事項の決定を行うとともに、代表取締役の職務執行を監督します。
- ロ 当社は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づく適正な分業と権限の委譲により、効率的な職務の執行を確保します。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の求めがあった場合、監査役の職務を補助する従業員を配置するものとします。

⑥ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する従業員の任命・異動・人事考課・懲戒等については監査役の承認を要するものとし、当該従業員は監査役の指揮命令に従うものとし、

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ 監査役は、取締役会その他、重要な意思決定が行われる会議への出席が認められています。また、稟議書その他業務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めることが認められています。
 - ロ 取締役は、取締役会において定期的にあるいは、随時その担当する業務の執行状況の報告を行うものとします。
 - ハ 当社並びに子会社の取締役及び従業員は、重大なコンプライアンス違反他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告するものとします。また、監査役は必要に応じて、当社並びに子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
 - ニ 内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社並びに子会社の取締役及び従業員に対し不利な取り扱いを行わないものとします。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を担保しています。
 - ロ 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。
 - ハ 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた時は、これに応じます。
- ⑨ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社・子会社間等との取引については法令に従い適切に行うとともに、「関係会社管理規程」を定め、財務状況をはじめとする経営に係る重要事項や取締役の職務の執行に係る事項について当社に定期的に報告を受け、効率的で適正な業務運営のための管理体制の整備を協議し支援します。
 - ロ 子会社の損失の危険の管理に関する体制を整備するため、「コンプライアンス委員会」において子会社へのリスク管理の推進とリスク管理に必要な情報の共有化を行います。

- ハ 子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため「企業行動規範」を、共通の行動基準として子会社に周知します。また、子会社の取締役及び従業員による内部通報について、状況が適切に当社に報告される体制を整備します。
- ニ 当社内部監査責任者は、子会社の業務執行の適正性を確保するために当社子会社に対し内部監査を実施します。
- ホ 当社監査役は、子会社の取締役の職務執行の適正性について監査を実施します。

(2016年10月14日開催の取締役会にて改訂)

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当期における当社グループの主な取組みとして、取締役の職務執行につきまして、取締役会を16回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を4回開催し、より強固なコンプライアンス管理体制の確立、浸透、定着を図り、内部通報制度の運用状況について等報告を行いました。また、各所管部門において、業務執行における個別リスクの対応を検討し、リスク管理を行っております。

内部監査につきましては、当社グループを対象に、内部監査計画に基づき執行部門とは独立した内部監査室が業務遂行状況、コンプライアンスの状況などについて内部監査を実施し報告を行いました。

監査役の監査体制につきましては、監査役会を15回開催し、監査方針及び監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、常勤監査役が重要な会議に出席し監査役会などを通じて社外監査役との情報共有を行いました。また、会計監査人及び内部監査室との情報共有及び監査に関する報告を受けております。そのほか、代表取締役、各取締役との意見交換を行っております。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しており、記載比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	882,568	流動負債	705,828
現金及び預金	292,969	買掛金	73,263
受取手形及び売掛金	518,032	短期借入金	86,500
電子記録債権	10,860	1年内返済予定の長期借入金	49,063
仕掛品	14,641	未払金	258,443
その他	46,065	未払法人税等	58,127
固定資産	285,211	未払消費税等	60,461
有形固定資産	84,511	賞与引当金	72,240
建物附属設備	63,742	その他	47,728
減価償却累計額	△5,558	固定負債	47,243
建物附属設備(純額)	58,183	長期借入金	42,331
工具、器具及び備品	64,997	その他	4,912
減価償却累計額	△44,426	負債合計	753,071
工具、器具及び備品(純額)	20,571	(純資産の部)	
リース資産	7,005	株主資本	412,468
減価償却累計額	△1,250	資本金	90,000
リース資産(純額)	5,755	資本剰余金	167,345
無形固定資産	7,248	利益剰余金	183,373
ソフトウェア	7,240	自己株式	△28,250
その他	7	その他の包括利益累計額	2,240
投資その他の資産	193,452	為替換算調整勘定	2,240
差入保証金	76,967	純資産合計	414,708
繰延税金資産	113,950	負債・純資産合計	1,167,780
その他	2,534		
資産合計	1,167,780		

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,279,146
売 上 原 価		2,279,487
売 上 総 利 益		999,658
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		811,108
営 業 利 益		188,550
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9	
助 成 金 収 入	1,850	
為 替 差 益	1,350	
そ の 他	269	3,481
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,704	
支 払 保 証 料	901	
事 務 所 移 転 費 用	2,242	4,848
経 常 利 益		187,182
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		187,182
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	58,128	
法 人 税 等 調 整 額	△18,906	39,221
当 期 純 利 益		147,961
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		147,961

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	90,000	167,345	35,412	△28,250	264,507
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			147,961		147,961
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	147,961	—	147,961
当連結会計年度末残高	90,000	167,345	183,373	△28,250	412,468

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	3,139	3,139	267,647
当連結会計年度変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			147,961
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△899	△899	△899
当連結会計年度変動額合計	△899	△899	147,061
当連結会計年度末残高	2,240	2,240	414,708

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

バルテス・モバイルテクノロジー株式会社

VALTES Advanced Technology, Inc.

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、VALTES Advanced Technology, Inc. の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。なお、主な耐用年数は5～7年であります。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	7,150,000	—	—	7,150,000
合計	7,150,000	—	—	7,150,000
自己株式				
普通株式	1,250,000	—	—	1,250,000
合計	1,250,000	—	—	1,250,000

(2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 35,200株

3. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金その他比較的安全性の高い金融商品に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日であります。

借入金は、ソフトウェアテスト管理ツールの開発資金の調達を目的としたものであります。なお、借入金は、金利の変動リスクを回避するため固定金利を中心に利用しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

社内規程に従い、営業債権について営業部門及び管理部門が定期的にモニタリングを行い管理しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク(期日に支払できなくなるリスク)の管理

経営管理部において適時に資金繰り計画を作成し、キャッシュポジションを把握・管理して流動性を確保しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	292,969	292,969	—
受取手形及び売掛金	518,032	518,032	—
差入保証金	76,967	75,879	△1,088
資産計	887,969	886,881	△1,088
買掛金	73,263	73,263	—
未払金	258,443	258,443	—
未払消費税等	60,461	60,461	—
短期借入金	86,500	86,500	—
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	91,394	91,440	46
負債計	570,062	570,108	46

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、未払金、未払消費税等並びに短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 差入保証金

これらの時価について、回収見込額を国債の利回りで割り引いた現在価値にて算定しております。

③ 長期借入金（1年内返済予定分のものを含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

4. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社の退職金の給付は、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度を採用しております。

(2) 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、31,305千円であります。

5. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事業所等の賃貸借契約に基づく賃貸借契約終了時の原状回復義務等であります。なお、当該資産除去債務の一部に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、使用見込期間に対応した国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,317千円
見積りの変更による増加額	269
時の経過による調整額	62
資産除去債務の履行による減少額	△1,650
期末残高	—

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	70円29銭
1株当たり当期純利益	25円08銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(公募による自己株式の処分及び株式の売出し)

当社は、2019年5月30日に東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。上場にあたり、2019年4月18日及び2019年5月10日開催の取締役会において、下記のとおり自己株式の処分及び株式の売出しを決議いたしました。

(1) 公募による自己株式の処分

- ① 募集方法 一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 募集する株式の種類及び数 当社普通株式 843,000株
- ③ 処分価格及び引受価額 処分価格は仮条件（600円～660円）を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2019年5月21日に決定します。引受価額は当社が引受人より1株当たりの払込金として受け取る金額であります。
- ④ 払込金額 1株につき510円（会社法上の払込金額であり、2019年5月10日開催の取締役会において決定された金額）
- ⑤ 処分価額の総額 429,930千円（会社法上の払込金額の総額）
- ⑥ 払込期日 2019年5月29日
- ⑦ 資金の用途：テストエンジニアの採用、基幹システムへの投資、テストセンター増設、借入金の返済などに充当する予定です。

(2) 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- ① 売出株式数 当社普通株式 203,500株
- ② 引受価額 上記（1）の引受価額と同額とし、2019年5月21日に決定します。
- ③ 売出株式の所有者及び売出株式数
田中 真史 202,500株
大藪 雅嗣 1,000株
- ④ 売出方法 売出価格による一般向け売出しとし、株式会社SBI証券に全株式を引受価額で買取引受させます。
- ⑤ 受渡期日 2019年5月30日

(第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2019年4月18日及び2019年5月10日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券が当社株主である田中真史より借り入れる当社普通株式の返還に必要な株式を取得させるため、同社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を下記のとおり決議いたしました。

- ① 募集方法 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
- ② 募集株式の種類及び数 当社普通株式 156,900株（上限）
- ③ 処分価格及び引受価額 処分価格は仮条件（600円～660円）を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2019年5月21日に決定します。引受価額は当社が引受人より1株当たりの払込金として受け取る金額であります。
- ④ 払込金額 1株につき510円（会社法上の払込金額であり、2019年5月10日開催の取締役会において決定された金額）
- ⑤ 処分価額の総額 80,019千円（会社法上の払込金額の総額）
- ⑥ 払込期日 2019年6月28日
- ⑦ 割当先 株式会社SBI証券
- ⑧ 資金の用途：テストエンジニアの採用、基幹システムへの投資、テストセンター増設、借入金の返済などに充当する予定です。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	719,526	流動負債	618,196
現金及び預金	203,557	買掛金	72,957
電子記録債権	10,860	短期借入金	40,000
売掛金	460,641	1年内返済予定の長期借入金	49,063
仕掛品	5,508	未払金	236,867
前払費用	23,409	未払費用	16,252
その他	15,550	未払法人税等	57,922
固定資産	343,868	未払消費税等	57,203
有形固定資産	79,372	預り金	24,069
建物附属設備	58,209	賞与引当金	62,556
減価償却累計額	△3,811	リース債務	1,303
建物附属設備(純額)	54,397	固定負債	68,845
工具、器具及び備品	61,735	長期借入金	42,331
減価償却累計額	△42,516	債務保証損失引当金	21,602
工具、器具及び備品(純額)	19,218	リース債務	4,912
リース資産	7,005	負債合計	687,041
減価償却累計額	△1,250	(純資産の部)	
リース資産(純額)	5,755	株主資本	376,354
無形固定資産	7,617	資本金	90,000
ソフトウェア	7,609	資本剰余金	167,345
その他	7	資本準備金	265
投資その他の資産	256,879	その他資本剰余金	167,079
関係会社株式	80,000	利益剰余金	147,259
出資金	50	利益準備金	590
長期前払費用	2,484	その他利益剰余金	146,669
繰延税金資産	98,171	繰越利益剰余金	146,669
差入保証金	76,173	自己株式	△28,250
資産合計	1,063,395	純資産合計	376,354
		負債・純資産合計	1,063,395

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,955,620
売 上 原 価		2,034,966
売 上 総 利 益		920,654
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		780,050
営 業 利 益		140,603
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4	
受 取 手 数 料	10,200	
受 取 賃 貸 料	4,128	
そ の 他	887	15,220
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,397	
支 払 保 証 料	901	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,099	
事 務 所 移 転 費 用	1,362	4,760
経 常 利 益		151,063
特 別 利 益		
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	1,808	1,808
税 引 前 当 期 純 利 益		152,872
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	57,923	
法 人 税 等 調 整 額	△13,066	44,857
当 期 純 利 益		108,014

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	90,000	265	167,079	167,345	590	38,654	39,244	△28,250	268,339	268,339
当 期 変 動 額										
当 期 純 利 益						108,014	108,014		108,014	108,014
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	108,014	108,014	—	108,014	108,014
当 期 末 残 高	90,000	265	167,079	167,345	590	146,669	147,259	△28,250	376,354	376,354

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、主な耐用年数は5～7年であります。

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

ニ. 投資損失引当金

関係会社に対する投資より発生する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、その必要額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

VALTES Advanced Technology, Inc.	46,500千円
債務保証計	46,500
債務保証損失引当金	△21,602
差引	24,897

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	6,617千円
関係会社に対する短期金銭債務	14,655

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	7,506千円
売上原価	44,006
販売費及び一般管理費	14,156
営業取引以外の取引	14,328

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,250,000株
------	------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	21,581千円
未払賞与	6,805
未払事業税	6,041
債務保証損失引当金	7,452
関係会社株式	38,441
ソフトウェア償却超過額	56,932
その他	9,098
繰延税金資産小計	146,355
評価性引当額	△48,183
繰延税金資産合計	98,171

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	バルテス・モバイルテクノロジー株式会社	所有 直接100.0%	役員の兼任 業務の委受託 事務所の賃貸	業務受託手数料 の受取 (注1)	10,200	未収入金	918
				事務所賃貸料の 受取 (注2)	4,128	未収入金	719
	VALTES Advanced Technology, Inc.	所有 直接96.8%	役員の兼任 債務保証	債務保証 (注3)	46,500	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務受託については、当社の原価を基準として合理的に決定しております。

(注2) 事務所の賃貸料は、近隣の取引実勢等により算定した価格をもとに、交渉したうえ決定し契約を締結しております。

(注3) VALTES Advanced Technology, Inc. の銀行借入に対して債務保証を行っておりますが、保証料は受領していません。また、この債務保証に対し、被保証先の財政状態を勘案して、債務保証損失引当金21,602千円及び債務保証損失引当金繰入額1,099千円をそれぞれ計上しております。

(注4) 上記取引以外に、関係会社株式(バルテス・モバイルテクノロジー株式会社)に対する投資損失引当金戻入額1,808千円を計上しております。なお、投資損失引当金の期末残高はありません。

(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	田中真史	被所有 直接68.6%	当社取締役	銀行借入に対する 債務被保証 (注1)	116,394	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 当社は、銀行借入に対して取締役田中真史より債務保証を受けております。
なお、保証料の支払は行っておりません。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	63円79銭
1株当たり当期純利益	18円31銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(公募による自己株式の処分及び株式の売出し)

当社は、2019年5月30日に東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。上場にあたり、2019年4月18日及び2019年5月10日開催の取締役会において、下記のとおり自己株式の処分及び株式の売出しを決議いたしました。

(1) 公募による自己株式の処分

- ① 募集方法 一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 募集する株式の種類及び数 当社普通株式 843,000株
- ③ 処分価格及び引受価額 処分価格は仮条件（600円～660円）を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2019年5月21日に決定します。引受価額は当社が引受人より1株当たりの払込金として受け取る金額であります。
- ④ 払込金額 1株につき510円（会社法上の払込金額であり、2019年5月10日開催の取締役会において決定された金額）
- ⑤ 処分価額の総額 429,930千円（会社法上の払込金額の総額）
- ⑥ 払込期日 2019年5月29日
- ⑦ 資金の用途：テストエンジニアの採用、基幹システムへの投資、テストセンター増設、借入金の返済などに充当する予定です。

(2) 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- ① 売出株式数 当社普通株式 203,500株
- ② 引受価額 上記(1)の引受価額と同額とし、2019年5月21日に決定します。
- ③ 売出株式の所有者及び売出株式数
田中 真史 202,500株
大藪 雅嗣 1,000株
- ④ 売出方法 売出価格による一般向け売出しとし、株式会社SBI証券に全株式を引受価額で買取引受させます。
- ⑤ 受渡期日 2019年5月30日

(第三者割当による自己株式の処分)

当社は2019年4月18日及び2019年5月10日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券が当社株主である田中真史より借り入れる当社普通株式の返還に必要な株式を取得させるため、同社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を下記のとおり決議いたしました。

- ① 募集方法 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
- ② 募集株式の種類及び数 当社普通株式 156,900株（上限）
- ③ 処分価格及び引受価額 処分価格は仮条件（600円～660円）を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2019年5月21日に決定します。引受価額は当社が引受人より1株当たりの払込金として受け取る金額であります。
- ④ 払込金額 1株につき510円（会社法上の払込金額であり、2019年5月10日開催の取締役会において決定された金額）
- ⑤ 処分価額の総額 80,019千円（会社法上の払込金額の総額）
- ⑥ 払込期日 2019年6月28日
- ⑦ 割当先 株式会社SBI証券
- ⑧ 資金の用途：テストエンジニアの採用、基幹システムへの投資、テストセンター増設、借入金の返済などに充当する予定です。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

バルテス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任

社員

業務執行社員

指定有限責任

社員

業務執行社員

公認会計士 井上 嘉之 ⑩

公認会計士 西方 実 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、バルテス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バルテス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2019年4月18日及び2019年5月10日開催の取締役会において自己株式の処分に関する決議を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

バルテス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任

社員

業務執行社員

指定有限責任

社員

業務執行社員

公認会計士 井上 嘉之 ⑩

公認会計士 西方 実 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、バルテス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2019年4月18日及び2019年5月10日開催の取締役会において自己株式の処分に関する決議を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月31日

バルテス株式会社 監査役会

常勤監査役 小 塚 武 典 ⑩

社外監査役 新 川 大 祐 ⑩

社外監査役 山 岸 正 和 ⑩

以 上